

年金受給者専用定期預金『しあわせ賛歌2』規定

1. (預金の種類)

年金受給者専用定期預金『しあわせ賛歌2』（以下、「この預金」といいます。）は、預入期間1年の自由金利型定期預金（M型）（以下、「スーパー定期」といいます。）とします。

2. (預金の預入れ)

- (1) この預金の預入れは、当行で年金をお受取されている個人および制度上公的年金受給資格を持たない65歳以上の在日外国人の方とします。
- (2) この預金の預入れは、1口10万円以上（1円単位）1,000万円未満で、預金者ごとの預入限度額は1,000万円以内とします。

3. (適用利率)

- (1) 1口の預入金額が300万円未満の場合、この預金の利率は、預入日（継続をしたときはその継続日。以下同じです。）における預入期間1年のスーパー定期300万円未満の店頭表示利率（以下、「スーパー定期300万円未満利率」といいます。）に年0.1%を上乗せした利率を適用します。
- (2) 1口の預入金額が300万円以上の場合、この預金の利率は、預入日における預入期間1年のスーパー定期300万円以上の店頭表示利率（以下、「スーパー定期300万円以上利率」といいます。）に年0.1%を上乗せした利率を適用します。
- (3) 年金のお受取を1回（または1口）でも当行以外の金融機関に変更した場合は、証書（通帳）記載の利率を適用いたしません。この場合は、預入日に遡って、1口の預入金額が300万円未満の場合は預入日におけるスーパー定期300万円未満利率を、1口の預入金額が300万円以上の場合は預入日におけるスーパー定期300万円以上利率を適用します。

4. (自動継続)

- (1) この預金は、証書（通帳）記載の満期日に年金受給者専用定期預金『しあわせ賛歌2』に自動的に継続します。

ただし、年金のお受取を1回（または1口）でも当行以外の金融機関に変更された場合は、自動継続を停止し、1口の預入金額が300万円未満の場合は満期日以後にスーパー定期300万円未満利率を適用した利息とともに支払います。また、1口の預入金額が300万円以上の場合は満期日以後にスーパー定期300万円以上利率を適用した利息とともに支払います。
- (2) 継続された預金についても前項と同様とします。
- (3) 継続を停止するときは、満期日（継続をしたときはその満期日。以下同じです。）までにその旨を申出てください。
- (4) この預金の新規発売を中止した場合、自動継続扱いのこの預金は、新規発売中止日

以降、最初に到来する満期日に自動的にスーパー定期として継続します。

スーパー定期として継続した場合、1口の預入金額が300万円未満の場合はスーパー定期300万円未満利率を、1口の預入金額が300万円以上の場合はスーパー定期300万円以上利率を適用します。

5. (預金の支払時期)

この預金のうち自動継続扱いのものは、継続停止の申出があった場合に、満期日以後に支払います。

6. (証券類の受入れ)

- (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。
- (2) 受入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。不渡りとなった証券類は、証書と引換えに（通帳式の場合は通帳の当該受入れの記載を取消したうえ）当店で返却します。

7. (利息)

- (1) この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数および上記3および4の適用利率（継続後の預金については継続後の適用利率。以下、これらを「約定利率」といいます。）によって計算し、満期日以後に支払います。
- (2) この預金の利息の支払いは、つぎのとおり取扱います。
 - ① あらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座へ入金します。
 - ② 利息を指定口座に入金できず、現金で受取る場合には、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して証書（通帳）とともに提出してください。
- (3) 自動継続扱いの継続を停止した場合のこの預金の利息は、満期日以後にこの預金とともに支払います。
- (4) この預金の自動継続扱いの継続を停止した場合における満期日以後の利息は、満期日から解約日または書換継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。
- (5) 当行がやむを得ないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合および第10条第2項および第3項の規定により解約する場合には、その利息は、つぎのとおり支払います。
 - ① 預入日（継続をしたときは最後の継続日。以下同じです。）の6か月後の応答日の前日までに解約する場合には、預入日から解約日の前日までの日数および解約日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。
 - ② 預入日の6か月後の応答日以後に解約する場合には、預入日から解約日の前日までの日数およびつぎのAおよびBもしくはCの利率(小数点第4位以下は切捨てます。)のうち、いずれか低い利率によって計算し、この預金とともに支払います。

なお、AおよびBもしくはCの利率が解約日における普通預金の利率を下回る場

合は、解約日における普通預金の利率を適用します。

A. 約定利率×50%

B. 1口の預入金額が300万円未満の場合、預入日における預入期間6か月のスーパー定期300万円未満利率×95%

C. 1口の預入金額が300万円以上の場合、預入日における預入期間6か月のスーパー定期300万円以上利率×95%

(6) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

8. 取引等の制限

(1) 当行は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。預金者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。

(2) 1年以上利用のない預金口座は、払戻し等の預金取引の一部を制限する場合があります。

(3) 前項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当行がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。

(4) 第1項から第3項に定めるいずれの取引との制限についても、預金者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当行が認める場合、当行は当該取引の制限を解除します。

9. (反社会的勢力との取引拒絶)

この預金口座は、第10条第3項各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、第10条第3項各号の一にでも該当する場合には、当行はこの預金口座の開設をお断りするものとします。

10. (預金の解約)

(1) この預金を解約または書替継続するときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して証書(通帳)とともに当店に提出してください。

(2) 次の各号の一にでも該当した場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当行が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。

① この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合

② この預金の預金者が第13条第1項に違反した場合

- ③ この預金が本邦または外国の法令・規制や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合
 - ④ 法令で定める本人確認等における確認事項、および第8条第1項で定める当行からの通知等による各種確認や提出された資料が偽りであることが判明した場合
 - ⑤ この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると当行が認め、マネー・ローンダリング等防止の観点で当行が預金口座の解約が必要と判断した場合
 - ⑥ 第8条第1項から第3項に定める取引等の制限に係る事象が1年以上に渡って解消されない場合
 - ⑦ 第1号から第6号の疑いがあるにもかかわらず、正当な理由なく当行からの確認に応じない場合
- (3) 前項のほか、次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、この解約によって生じた損害については、当行は責任を負いません。また、この解約により当行に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。
- ① 預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
 - ② 預金者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合
 - A. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - D. 暴力団員等に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - E. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
 - ③ 預金者が、自らまたは第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為をした場合
 - A. 暴力的な要求行為
 - B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為

D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為

E. その他前各号に準ずる行為

(4) この預金が、当行が別途表示する一定の期間預金者による利用がなく、かつ残高が一定の金額をこえることがない場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。また、法令に基づく場合にも同様にできるものとします。

(5) 前3項により、この預金口座が解約され残高がある場合、またはこの預金取引が停止されその解除を求める場合には、証書（通帳）を持参のうえ、当店に申出てください。この場合、当行は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。

11. （届出事項の変更、証書（通帳）の再発行等）

(1) 証書（通帳）や印章を失ったとき、または、印章、氏名、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

(2) 証書（通帳）または印章を失った場合のこの預金の元利金の支払いまたは証書（通帳）の再発行は、当行所定の手続きをした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。

(3) 預金口座の開設の際には、法令で定める本人確認等の確認を行います。この確認事項に変更があったときは、直ちに当行所定の方法により届出てください。

12. （印鑑照合）

払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうへは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

13. （譲渡、質入れの禁止）

(1) この預金および証書（通帳）は、譲渡または質入れすることはできません。

(2) 当行がやむを得ないものと認めて質入れを承諾する場合には、当行所定の書式により行います。

14. （成年後見人等の届出）

(1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届出てください。

(2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届出てください。

(3) 既に補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人選任がされている場合にも、前2項と同様に当店に届出てください。

(4) 前3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に当店に届出てください。

い。

(5) 前4項の届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

15. (規定の変更等)

(1) この預金の各条項および期間・金額その他の条件は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示その他の相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。

(2) 前記(1)の変更は、公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

16. (保険事故発生時における預金者からの相殺)

(1) この預金は、満期日が未到来であっても、当行に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当行に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものとして、相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当行に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当行に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。

(2) 前項により相殺する場合には、次の手続きによるものとします。

① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充當の順序方法を指定のうえ、証書(通帳)は届出印を押印して直ちに当行に提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当行に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。

② 前号の充當の指定のない場合には、当行の指定する順序方法により充當いたします。

③ 第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当行は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。

(3) 第1項により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。

① この預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日の前日までとして、利率は約定利率を適用するものとします。

② 借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日までとして、利率、料率は当行の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当行の定めによるものとします。

(4) 第1項により相殺する場合の外国為替相場については当行の計算実行時の相場を適用するものとします。

(5) 第1項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定

めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当行の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

以 上